

あさひかわテイクアウト飲食券取扱事業者募集要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い大きな影響を受けている、市内飲食店への消費喚起を図るとともに、外出自粛など不自由な生活を強いられている子育て世帯を支援するため、あさひかわテイクアウト飲食券（以下「飲食券」という。）を発行する事業における飲食券取扱事業者の募集に関し、必要な事項を定める。

2 事業主体

あさひかわテイクアウト飲食券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 飲食券の利用期間

令和3年5月1日（土）から令和3年8月31日（火）まで

4 発行する飲食券の概要

名 称	すくすくテイクアウトチケット
対象者	抽出基準日に旭川市に住民登録している、年齢基準日現在15歳以下の子ども 【抽出基準日】令和3年4月・5月・6月の各1日 【年齢基準日】令和3年4月1日
飲食券額面	対象者1人当たり3,000円（500円/枚・6枚綴）
発行枚数	約4万枚（発行総額・約1億2千万円）
配付方法	対象者のいる世帯へ郵送により配付する
利用期間	令和3年5月1日（土）～令和3年8月31日（火）
換金期間	令和3年5月1日（土）～令和3年9月30日（木）

5 取扱事業者参加資格

飲食券の取扱事業者として経営する店舗を登録するには、次の各要件の全てに該当する必要があります。

- (1) 旭川市内で営業している店内飲食が可能な飲食店であること
- (2) 利用期間においてテイクアウト・出前のサービスを提供しているもの
- (3) 新北海道スタイルを実践し、感染リスクの低減に取り組むもの

- (4) 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないもの
- (5) 公序良俗に反する営業を行っていないもの

6 飲食券取扱厳守事項

- (1) 飲食及びそれに伴う役務の提供において、正当な理由なく飲食券の受取を拒まないでください。
- (2) 飲食券の交換、譲渡及び売買は禁止します。
- (3) 1回の会計における利用枚数について制限は設けませんが、会計金額が飲食券の額面を下回る場合、釣銭は出ないものとして扱ってください。
- (4) 代金不足分は現金等で支払を受けてください。
- (5) 利用期限（令和3年8月31日）を過ぎてから飲食券を受け取らないでください。その場合換金はできません。
- (6) 飲食券の盗難、紛失、滅失等に対して、実行委員会はその責を負いません。

7 飲食券取扱事業者の責務等

次の事項を遵守してください。

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、実行委員会から配付する取扱事業者であることを証する掲示物を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が利用する飲食券について、偽造されたものでないかを確認してください。確認用に配付する見本と比較して色合いが明らかに違うなど、偽造されたものと判断できる場合は、飲食券の受取を拒否し、その事実を速やかに警察へ連絡するとともに実行委員会へ報告してください。
- (3) 飲食券を受け取った後、飲食券裏面に店名を記入（ゴム印押印等も可）してください。
- (4) 実行委員会と常に適切な連携ができるよう体制を確保してください。
- (5) 虚偽の申告を用いて、飲食券の換金等を行わないでください。

8 飲食券の換金手続き

- (1) 換金依頼書（登録決定後に配付）に登録された店舗で利用された飲食券を添えて、実行委員会が指定する委託事業者に、原則として郵送により提出していただきます。
- (2) 換金は、原則預金口座への入金による方法とします。

- (3) 入金は、実行委員会で飲食店応援飲食券換金依頼書を受付した日から1週間程度で行う予定です。ただし、利用状況に疑義が生じたときは、電話・面談による内容の確認のほか、売上台帳・伝票等の照会などの実地調査等を行うため、入金が遅れる場合があります。

9 取扱事業者の登録の申請

(1) 申請方法

登録を希望される場合は、本募集要項に同意の上、あさひかわテイクアウト飲食券取扱事業者登録申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要事項を記入し、次の書類を添付の上、実行委員会事務局まで郵送・持参又はEメールにより提出してください。

ア 飲食店の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し（飲食店営業許可証等の写し）

イ 通帳の写し等（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かるもの）
※申請書の代表者氏名と同じものに限りませう。

旭川市で給付していた旭川市飲食店緊急応援支援金（令和2年12月～令和3年2月まで支給）を受給している場合は「あさひかわテイクアウト飲食券取扱事業者の登録の申請における情報提供に係る同意書」を提出することで、アとイの資料添付や申請情報の一部の記入を省略することができます。

ただし、支援金申請時に提出した書類が有効期限を過ぎている場合や、名義変更などにより申告時の情報から変更がある場合には、今回の登録申請時点において有効な書類を添付してください。

(2) 提出先

〒070-8004

旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階

あさひかわテイクアウト飲食券発行事業実行委員会事務局（旭川市経済部経済交流課内）

電話:0166-73-9850

Eメール:to_ticket@city.asahikawa.hokkaido.jp

(3) 申請期限

【第1次締切】 令和3年4月9日（金）

第1次締切日までに申請し、取扱事業者に登録決定した場合は、対象者へ飲食券を送付する際に同封するチラシや、紙面広告等に掲載します。

【第2次締切】 令和3年4月23日（金）

第2次締切日までに申請し、取扱事業者に登録決定した場合は、紙面広告等に掲載します。

※第2次締切後も随時申請を受け付けますが、周知は実行委員会等のホームページのみとなります。

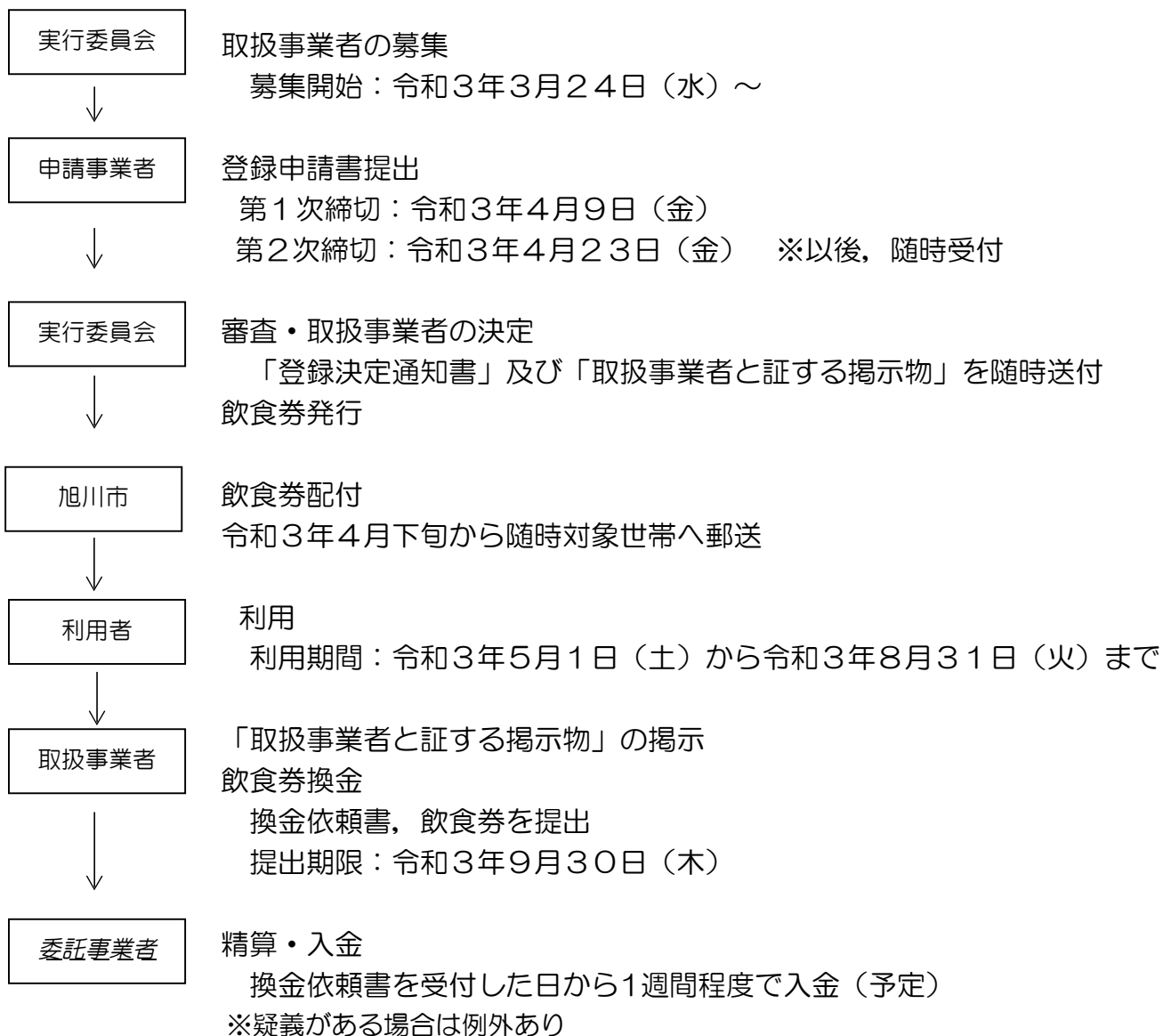
10 取扱事業者の決定

実行委員長は、申請事業者の審査を行い、登録決定した場合、あさひかわテイクアウト飲食券取扱事業者登録決定通知書（様式第3号）を、不登録決定した場合、あさひかわテイクアウト飲食券取扱事業者不登録決定通知書（様式第4号）を送付します。

11 事業者登録の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、店舗名及び取扱事業者の公表を行い、取扱事業者の登録を取り消すほか、飲食券の換金を拒否し、不正に得た金銭の返還を求めるとともに、実行委員会に損害金が生じた場合には、その損害について賠償をしなければなりません。また、それによって取扱事業者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

12 取扱事業者の募集・登録申請から換金までの流れ



13 北海道スタイルについて

北海道スタイルとは、道民と事業者が互いに連携し、感染防止の取組に努め、新しい生活様式の実践に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症に強い社会を作っていく取組です。

具体的には、次のような取組をいいます。

- 1 スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
- 2 スタッフの健康管理を徹底します。
- 3 施設内の定期的な換気を行います。
- 4 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
- 5 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - 一定の距離（2m程度）を確保するソーシャルディスタンス
 - 間仕切りなどの活用
 - 人数制限や空席の確保
 - 時差出勤、テレワークなど
- 6 お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
- 7 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
（感染症対策の可視化（見える化））

プラス1 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードを分かりやすい場所に掲示します。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

14 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、利用期間等を変更する可能性があります。